

議案第11号

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

列記事項第2項第1号中アからウまでを削り、エをアとし、オを削り、カをイとし、同項第6号中「学校給食」を「学校給食施設設備の維持管理」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「教育総務部総務課」を「教育総務部教育政策課」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 教育総務部教育政策課

ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。

イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。

ウ 「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。

エ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、この規則を改正する。

2 所掌事項について

(1) 教育総務部総務課

~~ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。~~

~~イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。~~

~~ウ 「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。~~

エ 「儀式及び表彰に関すること」は、各課等の所掌事務に属しないものを処理することであって、例えば教育施設の落成式及び特定事業に関する表彰等は含まないものであること。

~~オ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。~~

カ 「他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、次に掲げる事務を所掌するものであること。

(ア) 事務事業について、教育総務部内の各課間の調整を要する場合及び学校教育部との調整を要する場合における総合調整及び連絡

(イ) 事務局内の統一性を確保するための各課のとりまとめ

(ウ) 各種の事務連絡会、市立学校長会議等の開催

(2) 教育総務部生涯学習課

ア 「図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること」は、図書館等における主要な事務事業の実施に関して図書館等と協議し、社会教育行政の全般的な連絡調整を図るものであること。

イ 「万代会館の管理に関すること」は、万代会館の運営に関する基本計画、予算経理、業務報告、統計等のとりまとめ、その他万代会館長の専決事項を除く事務を処理するものであること。

(3) 教育総務部教職員課

「学校職員の研修に関すること」は、事務職員、学校給食調理員及び学校用務員に対する事務研修、実技研修等の一般的な研修を行うものであること。

(2) 教育総務部教育政策課

ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。

イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。

ウ 「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。

エ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。

5
(4) 教育総務部学校管理課

ア 「学校施設の建設計画に関する事」は、学校建設費で支弁する工事（給食施設及び学校プールを含む。）の実施計画とこれに関連する国庫補助金（給食施設関係を除く。）、地方債等の手続きを行うものであること。

イ 「学校用地の確保に関する事」は、教育総務部^{教育政策}総務課の策定する長期計画に基づく学校用地の選定及び確保について、関係部課、土地所有者等との折衝を行うものであること。

ウ 「学校施設の整備計画に関する事。」は、教育総務部^{教育政策}総務課の策定する長期計画に基づく学校施設の整備計画を行うものであること。また、学校環境緑化促進事業についても、学校施設の整備計画との関連において行うものであること。

6
(5) 学校教育部教育指導課

ア 「教育研究所との連絡に関する事」は、教育研究所における各種事業の実施について学校教育部教育指導課における事業との調整を行うものであること。

イ 「部内の事務事業の調整及び連絡に関する事」は、事務事業について、学校教育部内の各課間の調整を要する場合における総合調整及び連絡を行うものであること。

7
(6) 学校教育部保健体育課

「学校給食^{施設設備の維持管理}に関する事」及び「中学校完全給食の実施に関する事」は、学校建設費で支弁する給食施設工事に関連する国庫補助金等の手続きを含むものであること。